○議長（佐々木幸士君）　日程第二、議第百十九号議案ないし議第百三十二号議案及び報告第十二号ないし報告第十六号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。二十一番松本由男君。

〔二十一番　松本由男君登壇〕

○二十一番（松本由男君）　おはようございます。松本由男です。冒頭、熊本地震をはじめ、全国各地の災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。人口減少や災害など、先送りできない課題が山積する中、県政には、これまで以上に先手を打つ姿勢が求められております。それでは、通告に従い、県政全般の課題、特に人口減少という共通の構造的課題に焦点を当てて、一石を投じてまいります。

初めに、空き家の利活用と事前防災の一体的推進について伺います。

本県の空き家は、令和五年住宅・土地統計調査で十四万戸、空き家率一二・四％と過去最高を更新し、うち賃貸用、売却用、別荘などを除く、その他の空き家は五万二千戸に上ります。県は、みやぎ住まいづくり協議会空き家等対策部会を通じ、市町村を支援してきましたが、除却だけでは追いつかず、活用の出口をどれだけ用意できるかが問われております。一方、本県は東日本大震災で、建設型応急住宅、四百六団地、二万二千九十五戸を整備するとともに、民間賃貸住宅を借り上げる賃貸型応急住宅、いわゆるみなし仮設住宅を全国に類のない規模で活用しました。平成二十八年熊本地震では、みなし仮設住宅への関心は高かったものの、立地や間取りの条件が折り合わず、物件の不足とミスマッチにより、入居が思うように進まなかったことが課題となりました。令和六年能登半島地震でも、建設用地の確保が難航し、被災者が石川県外、遠方への二次避難を余儀なくされるケースが相次ぎました。そして、本年七月二十八日には、熊本県で十年前に続いて最大震度七の地震が発生し、被災自治体では現在もみなし仮設住宅の供与手続が続いております。これらはいずれも、震災発生後に物件を探し始めるのでは間に合わず、平時からその候補となる住宅ストックを地域内に確保しておくことの重要性を物語っております。第五次地震被害想定調査で、日本海溝・千島海溝モデルの切迫性が高いとされる本県にとって、決して他人事ではございません。こうした中、本年六月

に内閣府は、災害救助事務取扱要領を改定し、空き家をみなし仮設住宅等として活用することの有効性と、事前の関係団体との協定締結の重要性を新たに明記いたしました。空き家対策とみなし仮設住宅確保は、もはや別々の政策ではなく、平時から一体的に備えるべきものと、国が位置づけたことを意味します。そこで、二点伺います。

第一に、空き家をみなし仮設住宅として活用することについて、県の認識と、本年六月の災害救助事務取扱要領改定を県の施策にどのように反映させる予定か伺います。

第二に、耐震性、浸水想定区域外・土砂災害特別警戒区域外への立地、水回りや冷暖房など、すぐに入居可能な設備といった要件を平時から満たす事前登録の仕組みとして、二地域居住や住宅宿泊事業とつなぎ、平時は住まいや宿に、発災時は被災者の住まいとなる住宅ストックを計画的に積み上げていくことを提案いたします。見解をお伺いいたします。

次に、山林の防火帯整備を公共事業化することによる延焼防止・鳥獣被害対策・雇用創出の三方よしということで、伺います。

近年、山林火災が全国で頻発しております。昨年二月に発生した大船渡市の山林火災は、焼失面積約三千三百七十ヘクタールと平成以降国内最大規模となり、建物被害は二百二十六棟に及びました。一方、ツキノワグマによる人身被害も深刻化しております。個体数の増加や生息域の拡大を背景に、国は令和六年四月、ツキノワグマとヒグマを捕獲した際に、国の交付金が充てられる指定管理鳥獣に新たに追加いたしました。ツキノワグマの被害は東北地方に集中しており、本県でも本年八月、仙台市青葉区での人身被害を受け、クマ出没警報が発令されるなど、県民にとって身近な脅威となっております。今議会議案において、村田町へのライフル・スラッグ射撃場の整備に向けた設計費を盛り込んでいただいたことは、県内市町村や県猟友会をはじめ、高く評価しているところでございます。一見異なるこの防火帯整備と、熊をはじめとした鳥獣被害対策の二つの課題に共通するのは、人口減少、高齢化により、森林と住まいをつなぐ山里、緩衝地帯において、集落周辺の下草刈りや間伐といった維持管理が行き届かなくなっていることにあります。環境省や本県の熊対策資料でも、生息域を奥山、緩衝地帯、人の生活圏の三つに区分し、緩衝地帯での環境点検や出没抑制対策を進める考えが示されております。しかし、この緩衝地帯そのものが、担い手不足により機能を失いつつあります。そこで、

提案するのは、住宅地と山林の境界に、公共事業として、その地域の地形、植生などに応じた幅の防火帯整備をすることであります。国や市町村などとの調整は必要となりますが、その効果として、大規模火災の延焼防止、熊等鳥獣の生活圏への侵入抑制、そして整備の担い手確保による地域雇用の創出という三方よしが実現できると考えます。そこで、二点伺います。

第一に、大船渡市山林火災や本県内での熊出没状況を踏まえ、県は、山林と住宅地の境界における緩衝地帯の維持管理について、どのように認識しておられるか伺います。

第二に、防火帯整備を公共事業として計画的に位置づけることについての県の見解と、国への働きかけを含めた財源確保の方向性、並びに、この防火帯整備を人口減少、高齢化が進む山間地域における新たな雇用創出策として位置づけることについて、見解を伺います。

次に、（仮称）準救急制度による宮城モデルの構築ということで、伺ってまいります。

我が国の急激な人口減少社会や高齢化において、消防救急、地域医療、患者搬送は、それぞれ独立した課題ではなく、一つの制度としてつながった問題として捉えなければなりません。消防救急の逼迫は、出動件数の増加ではなく、軽症者までもが消防救急に頼らざるを得ない構造の問題であります。その背景には、民間救急が事業者ごとにサービス水準が均等ではなく、行政による公的な品質保証制度が整っていないことにあります。また、病院が保有する救急車についても、車両はあっても人材不足のため稼働できていないという課題があります。こうした状況の帰結として、移動が困難な方が受診を控え、結果として重症化し、防げたはずの搬送が救急網を更に圧迫するという負の連鎖が生じています。その枠組みが今回提唱する「（仮称）準救急制度」であります。この制度は、一一九番による消防救急でも単なる民間救急でもなく、県のガバナンスの下で運用される新たな搬送類型であり、消防と病院との間の空白地帯を埋める社会インフラと位置づけられます。制度化に当たっては、標準教育と資格制度による専門性の確立、そして、自主的な利用と行政による費用助成を組み合わせた市民選択型モデルとしての設計が必要となります。人手不足で稼働できていない病院救急車の運転代行も担うことができれば、既存の地域資源の最適化にもつながります。このことにより、消防救急は

本来の重症対応業務に集中でき、市民の医療アクセスは向上し、病院間の地域連携ネットワークも強化されます。業界の一般的な試算によれば、消防救急一回当たり約四万五千円とされる出動経費に対し、準救急制度の経費は、二万円未満に抑えられる可能性があるとしております。財政面での効率化も期待できるものであります。本県ではこれまで、仙台医療圏の四病院再編をめぐり、救急搬送時間の短縮効果について、仙台市との間で認識の乖離が問題となってきました。移転が実現しなかった今だからこそ、既存資源の再配置に頼らない（仮称）準救急制度を含めた新たな搬送類型が求められます。結果的には、仙台医療圏全体の実質的な救急搬送時間の短縮にも資するものと考えます。そこで、二点伺います。

第一に、消防救急の逼迫、民間救急の品質不均一、病院救急車の未稼働という現状について、県はこれを一体の構造的課題として、どのように認識しておられるか伺います。

第二に、消防と病院の間を埋める（仮称）準救急制度を、県がガバナンスを担う新たな枠組みとして検討することを提案いたします。当局の御見解を伺います。

次に、県が人口減少社会への対応の一つとして掲げる、職員からの提案による今年度から始めるコスメティック産業の推進ということで、伺ってまいります。

九月一日、二日の両日、経済商工観光委員会による佐賀県の調査において、国の地域未来戦略の地場産業成長プランに選定された佐賀県をアジア一のコスメ産業の拠点とするコスメティック構想を確認してまいりました。佐賀県の取組の特徴は、単なる化粧品企業の誘致にとどまらず、唐津・玄海地域を核として、地場の自然由来原料の生産、研究開発、製造、物流、販売、輸出、人材育成までを地域内で一貫してつなぐ産業クラスターを目指している点であります。佐賀県は、コスメ産業の専任部署を設け、耕作放棄地などを活用した原料供給地化とサプライチェーン形成を十年以上にわたり戦略的に進めてきました。とりわけ注目すべきは、本年四月、佐賀大学に国公立大学として全国初となるコスメティックサイエンス学環が設置されたことであります。受験倍率は、定員三十名に対し、一般選抜前期で七・三倍、後期選抜で二十五・六倍と高倍率となり、全国的にも将来性ある産業と受け止められている証左でございます。佐賀大学では、理系分野からマーケティング、デザインまでを横断し、企業との共同研究やインターンシ

ップを通じ、大学を地域産業を生み出すエンジンとして位置づけております。県、唐津市、地元経済界と大学などが一体となったこの構想は、十年で産業規模を大きく伸ばした実績があります。佐賀県内のコスメティック構想の成果である化粧品生産額は、県の調査では約百五十億円、十年前の約二倍となっております。本県への示唆は、佐賀のモデルをそのままねるのではなく、本県の強みを核とした独自の産業クラスター政策を構想できるかという点にあります。本県には、豊かな農林水産物、食品加工の集積、発酵・バイオ分野の技術基盤があり、東北大学の高い研究力に加え、県立の宮城大学には、食産業学群、事業構想学群といった原料から商品化、事業化までを学際的に学ぶ土壌が既に存在いたします。更に、仙台港、仙台空港という物流、輸出の拠点も備えております。これらを個々の点ではなく、原料調達から研究開発、製造、販売、輸出、人材育成までをつなぐ産業の連鎖として組み立て直すことができれば、本県ならではのコスメ産業クラスターの可能性が広がります。そこで、二点伺います。

第一に、県は、本県の農林水産資源や発酵・バイオ技術、大学の研究力を生かしたコスメ産業の育成について、どのように認識しておられるか、あわせて、県庁への専任部署の設置も含め、今後の産業クラスター政策としての位置づけを伺います。

第二に、国立佐賀大学の事例を踏まえ、宮城大学の食産業学群、事業構想学群等の既存資源を生かし、コスメティックサイエンスに関する学環、またはコースの新設の検討について、知事から公立大学法人に対し働きかけることを提案するものですが、御見解を伺います。

次に、デジタルノマド（旅人）の推進について伺います。

九月三日、経済商工観光委員会の県外調査で福岡市を訪問し、株式会社ＹｏｕＴｏｐｉａ及びコワーキング拠点のＣＩＣ　ＦＵＫＵＯＫＡを調査してまいりました。デジタルノマドは、英語で旅人、遊牧民を意味するノマドに由来し、インターネットとＩＴ機器を活用し、世界中を移動しながら働く人のことを指します。近年、世界のデジタルノマド人口は三千五百万人以上、その市場規模は百十兆円以上とされており、大きな経済効果をもたらす存在として、各国の受入れ競争が始まっております。ここで重要なのは、何人呼び込んだかという量ではなく、一人にどれだけ長く滞在してもらい、地域と経済的な関係を築いてもらえるかという質の発想であります。デジタルノマドビザ、査

証を導入している国・地域は、世界六十九か国、我が国では二〇二四年から導入し、二〇二五年の発給件数は六百四十六件となっています。先進の福岡市は、二〇二三年から海外デジタルノマドの誘致プログラム「Ｃｏｌｉｖｅ　Ｆｕｋｕｏｋａ」を展開しており、二〇二四年には四十五の国・地域から約四百四十人が参加し、経済波及効果は一・一億円超と推計されております。単なる観光客誘致ではなく、宿泊、コワーキング環境の整備から地域交流、体験プログラム、情報発信、そして効果測定までを一体的に設計し、地域と関わりを持ち続ける存在としてデジタルノマドを位置づけている点が、本県にとっても大きな示唆となります。本県への応用を考えるとき、仙台を拠点に、松島、蔵王、鳴子、気仙沼などといった多様な地域資源へと展開できる点は、本県ならではの強みであります。また、東北全体への広がりも期待できます。都市の利便性、自然、温泉、食、ワーケーション環境を組み合わせた滞在モデルは、他地域にはない厚みを持ち得ます。デジタルノマドを単なる長期滞在型観光客としてのみ捉えるのではなく、県内のＩＴ関連企業やスタートアップ、東北大学、宮城大学などの研究機関との交流を通じて、新たなビジネス連携や海外との事業形成につなげていく視点が重要であります。一方で、推進に当たっては、宿泊施設やコワーキング環境、通信インフラといったハード面に加え、地域住民との交流機会、体験プログラムの設計、多言語での情報発信、そして何より、地域への経済的、関係人口的効果をどう測定し、施策の改善につなげるかという評価の仕組みが不可欠であります。そこで、一点伺います。

人口減少社会における新たな関係人口・交流人口の創出策への対応に大きな効果があると認識する、デジタルノマドについての評価並びに本県の施策に取り入れることについての御見解を伺います。

次に、宮城県知事選挙及び県議会議員選挙における電子投票の導入についてお伺いいたします。

私は、これまでも選挙の正確性、迅速性の観点や、ＤＸ推進という観点から、電子投票、記号式投票、月曜日開票などの導入を提案してまいりました。特に、電子投票については、当局から経費が増すことなどといった理由から、前向きな答弁は得られませんでした。しかし、日々状況は変わりつつあります。近年では、令和六年十二月、大阪府四條畷市長選・同市議補欠選挙での電子投票実施を契機に、本年三月、宮崎県新富町、

八月の香川県知事選、善通寺市など、導入自治体が相次いでおり、開票時間は従来の約半分から三分の一に短縮されたと報じられております。また、年明け二月には、お隣岩手県陸前高田市長選・同市議補欠選挙において、電子投票が行われる予定であります。同時に、自書式、手書き投票の限界も表面化しております。昨年十一月の茨城県神栖市長選挙では、候補者二人の得票が同数となり、くじ引で当選者が決まりましたが、「まんじゅうや」「だんごさん」の記載票の有効性をめぐって審査が行われ、本年四月、県選挙管理委員会がこれを無効と判断し、当選が覆ることとなりました。現職市長の当選者側は、東京高裁に提訴していましたが、本年九月三日、高裁も無効の判断を支持する判決を言い渡したところであります。電子投票の導入は、単なる開票時間短縮のためだけのＤＸではありません。有権者の意思をより正確に選挙結果へ反映し、疑問票を減らすという選挙そのものの信頼性に関わる検討課題だと考えます。そこで、二点伺います。

第一は、電子投票をめぐる全国の直近の導入状況について、特に、正確性向上や開票時間短縮といった導入自治体の効果を、どのように評価しておられるのか伺います。

第二は、次回の知事選・県議選での導入可能性を視野に、市町村選挙管理委員会との協議や費用、機器、期日前投票への対応など、具体的な課題整理に着手するお考えはあるのか当局の見解を伺います。

最後に、宮城県の慰霊碑・忠魂碑の今後の在り方についてお伺いいたします。

明治の日清・日露戦争から約百三十年、さきの大戦から八十年余りが経過し、戦禍の記憶を今に伝える慰霊碑などの老朽化と、管理の空白という現実に、私たちは向き合わなければならない局面を迎えております。厚生労働省などの調査によれば、全国に民間建立の慰霊碑等は約一万六千基があり、ひびや倒壊の恐れがある碑は七百八十基に上るとされております。管理の担い手であった遺族会は、全国の会員数がピーク時の百二十五万世帯から、令和七年には約三十五万世帯へと大きく減少し、高齢化などにより解散が相次いでおります。本県も例外ではありません。本年八月、栗原市一迫地区の忠魂碑が、大部分を植物に覆われた状態にあることが報じられました。県は、常盤台霊苑や沖縄県の宮城之塔を自ら維持管理する一方、県内に点在する慰霊碑などについては、その所在や管理状況を体系的に把握する仕組みが十分とは言えないのではないでしょうか。国は、管理不良の慰霊碑などの移設等に対し二分の一、上限百万円を補助する制度を実

施しておりますが、全国での活用実績は、令和六年度で三十五基にとどまっております。制度はあっても、市町村や遺族会などへの周知不足から活用が進んでいません。碑は単なる石造物ではなく、地域が刻んできた記憶そのものであり、次の世代の継承という観点からも、遺族などを中心とした慰霊から、地域の歴史、平和への継承のための県の関与が求められます。そこで、二点伺います。

第一は、県内の慰霊碑・忠魂碑について、所在、基数、管理状況を県としてどの程度把握しているのか、あわせて、国の移設等補助制度の県内への周知状況と活用実績、そして活用が進まない要因についての認識を伺います。

第二は、遺族会の解散などにより管理の担い手を失った慰霊碑・忠魂碑に対する県としての対応の在り方について伺います。

以上、壇上からの質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君）　知事村井嘉浩君。

〔知事　村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君）　松本由男議員の一般質問にお答えいたします。大綱七点ございました。

まず、大綱二点目、防火帯整備の公共事業化で三方よしについての御質問のうち、生活圏との緩衝地帯における維持管理についてのお尋ねにお答えいたします。

熊対策として実施する緩衝地帯整備は、民家や道路に接する森林の下草や低木等を除去して見通しを確保することにより、熊が隠れにくい環境を整備し、人の生活圏とのすみ分けを図るものであります。また、国内における山林火災は、落ち葉や枯れ枝など、林床にある可燃物が燃える地表火が最初に発生することが一般的であり、その後に、樹木の幹や枝葉全体に燃え広がることにより、大規模な延焼につながることが懸念されます。このため、山林と住宅地の間に緩衝地帯を整備することは、森林内の見通しが改善されると同時に、林床の可燃物も除去されることから、熊の人里への出没抑制のほか、山林火災の延焼防止にもつながるものと認識しております。

次に、大綱四点目、コスメティック産業の推進についての御質問にお答えいたします。

初めに、コスメ・健康関連産業の育成と今後の産業クラスター政策としての位置づ

けについてのお尋ねにお答えいたします。

我が県には、地域に根差した豊かな自然素材に加え、酒蔵などにおける発酵技術、大学やナノテラスをはじめとする研究開発基盤など、コスメ・健康関連産業の商品開発や技術開発につながる多様な資源が存在しており、これらを組み合わせることで、素材の新たな機能性を見いだし、付加価値の高い商品づくりにつなげていくことが可能と考えております。今年度からスタートしたコスメ・健康関連産業集積促進事業では、七月に素材ツアーを実施し、海藻やハーブなどの県内の事業者とコスメ関連メーカーとのマッチングや、東北大学及びナノテラス等との連携体制の構築を進めているところであります。こうした取組を継続する中で、県内素材を活用した商品開発や企業間連携の事例を着実に創出するとともに、大学等の研究シーズや試験研究機関の活用を進め、将来的には、素材の生産者から、加工、研究開発、商品企画、製造、販売まで、幅広い事業者が関わる産業の集積を目指してまいりたいと考えております。今後も経済商工観光部のほか、農政部、水産林政部などの関係部署及びそれぞれの試験研究機関等が緊密に連携しながら、本事業を積極的に推進してまいります。

次に、宮城大学におけるコスメティックサイエンスに関するコース新設についての御質問にお答えいたします。

コスメ・健康関連産業の集積を進める上で、地域資源の活用や商品企画に加え、原料の分析・評価から商品化までを担う専門人材の育成は重要であり、佐賀大学の取組はコスメ産業の振興に非常に有効なものであると認識しております。宮城大学に二〇二八年度に新設される予定のデザイン創学群においては、デザイン思考とテクノロジーを融合させ、課題発見から社会実装までを一貫して担う実践的人材を育成する先導的な教育が行われるところと伺っており、ブランディングやデザイン、マーケティングなどが重要な要素となる本事業との親和性は高く、今後、産業界との連携を含め、様々な連携が期待されるところであります。宮城大学へのコスメティックサイエンスに関する新たな学環等の新設については、まずは大学をはじめとする関係者とのネットワーク構築や、研究・教育面での連携を進め、今後の取組の進展、産業界における具体的な人材需要などを見極めながら、大学と意見交換を行ってまいります。

次に、大綱五点目、デジタルノマド（旅人）の推進についての御質問にお答えいた

します。

いわゆるデジタルノマドは、インターネットとＩＴ機器を活用し、時間や場所にとらわれず、世界中を移動しながら働く人々とされ、世界でも規模が拡大していることから、各国が誘致に取り組んでおり、我が国でも令和六年度に、特定活動ビザの一種として最長六か月のデジタルノマドビザが新設されたところであります。デジタルノマドは、欧米出身者が多い傾向にあり、滞在時間が長く、消費額が大きいことから、欧米豪市場の誘客拡大に力を入れている我が県においても、取り組むべきターゲットであると認識しております。デジタルノマド誘致に当たっては、滞在環境の充実に加え、滞在期間中にデジタルノマド同士や地域コミュニティーとの交流も求められることから、先進地である福岡市では、官民連携のもとで、デジタルノマド向けに、交流会や勉強会、体験プログラム、観光ツアーなどを提供する複合型イベントを開催するなどし、成果を上げていると伺っております。県といたしましては、こうした先進的な取組を参考にしつつ、県内の受入れ環境及びこの取組に関心を持つ市町村や事業者の把握に努め、今後のデジタルノマドの取組の可能性を探ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君）　復興・危機管理部長諸星久美子君。

〔復興・危機管理部長　諸星久美子君登壇〕

○復興・危機管理部長（諸星久美子君）　大綱一点目、空き家の利活用と事前防災の一体的推進についての御質問のうち、国の要領改定を踏まえた、みなし仮設住宅への空き家活用についてのお尋ねにお答えいたします。

災害救助事務取扱要領は、災害救助法に基づく救助事務を迅速かつ的確に実施するため、内閣府が作成、公表している運用方針や実務手順をまとめた資料であり、毎年度改定されております。今年度の改定概要としては、避難所におけるホテル・旅館に係る特別基準の目安引上げや災害ボランティア活動に係る費用の拡大などのほか、空き家を賃貸型応急住宅、いわゆるみなし仮設住宅等として利用することの有効性の説明が追加されたものです。これにより、既存の賃貸住宅が不足する一方、空き家が多数存在する場合などにおいて、空き家を賃貸型の応急仮設住宅として供与する選択肢を示されたものと認識しております。県といたしましては、改定された要領に基づき、迅速かつ適切

な救助が行えるよう、市町村や関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

次に、応急住宅のストックの計画的な積み上げについての御質問にお答えいたします。

空き家を平時は住まいや宿に、発災時は被災者の住まいとして活用する取組が広がり、賃貸型応急住宅として供与できる十分な戸数が整備されることは、災害時の備えとして有効であると考えております。一方、県内で活用可能な空き家の現状把握のほか、入居期間、賃料など賃貸型応急住宅として供与するための課題もあると認識しております。県といたしましては、空き家の活用方法は、移住・定住、観光、防災など多岐にわたることから、庁内関係部局とともに、平時と発災時の活用可能性について研究してまいります。

次に、大綱三点目、（仮称）準救急制度による宮城モデルの構築についての御質問のうち、消防救急の逼迫の解消に向けた構造的課題の認識についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、救急需要が増加する中、命に関わる緊急性の高い事案については、消防救急が確実に対応する一方で、急性期を脱した後の転院搬送等、比較的緊急性が低い搬送等については、民間の患者等搬送事業者や病院救急車が対応するなど、地域の患者搬送資源を適切に運用することが重要となっております。このような状況を踏まえ、国においては、増加する救急需要への対策に関する検討が行われており、救急車の適時適切な利用の促進と併せて、消防機関の救急車以外の代替移動手段の活用について議論されているところです。県といたしましても、消防、医療機関、民間搬送事業者等がそれぞれの役割を明確にしながら、地域全体で救急搬送を支える仕組みが重要であると認識しております。

次に、（仮称）準救急制度の導入についての御質問にお答えいたします。

患者搬送を取り巻く現状としては、消防救急に負担が集中している一方で、民間救急や医療機関が保有する救急車については、提供できるサービスの内容や体制に差があることなどから、傷病の緊急度や意識レベルの状況等、搬送の目的などに応じて運用されているものと認識しております。県といたしましては、（仮称）準救急制度について、現在導入する予定はございませんが、今後も増加が予想される救急需要に安定的かつ持

続的に対応するため、関係機関と連携しながら、地域の実情を踏まえた患者搬送の在り方について議論してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君）　保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長　志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君）　大綱七点目、慰霊碑・忠魂碑の在り方についての御質問のうち、管理状況等の把握及び国の移設等補助制度についてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘の慰霊碑等については、遺族や地域の方々が戦没者の追悼のため建立したものであり、平和の尊さを後世に伝える役割も有しているものと認識しております。平成三十一年四月に厚生労働省が公表した国内民間建立慰霊碑状況調査の結果によりますと、県内全市町村に計三百七十六基あり、そのうち状態が「やや不良」「不良」とされたものが二十三基となっております。また、国の国内民間建立慰霊碑移設等事業補助金の周知については、市町村に対して通知するとともに、担当課長会議においても事業概要を説明し、活用を促しておりますが、これまでの県内の活用実績は、令和六年度の蔵王町の一件となっております。活用が進まない要因については、慰霊碑等の管理者の不在・不明のほか、市町村や地域住民の慰霊碑等に関する認知不足、更には自治体の財政負担などが要因となっているものと考えております。

次に、遺族会の解散等により管理の担い手を失った慰霊碑等への対応についての御質問にお答えいたします。

県内の慰霊碑等の中には、管理者の不在などにより維持管理が困難となっているものがあり、今後その増加が懸念されます。県といたしましては、市町村への補助制度の周知強化と併せ、慰霊碑等の存在や歴史的な意義を共有し、市町村における今後の適切な維持管理の在り方等について検討が進むよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君）　水産林政部長佐々木真君。

〔水産林政部長　佐々木　真君登壇〕

○水産林政部長（佐々木　真君）　大綱二点目、防火帯整備の公共事業化で三方よしに

ついての御質問のうち、防火帯整備の公共事業への計画的位置づけ等についてのお尋ねにお答えいたします。

国においては、大船渡市などで発生した大規模な山林火災を受け、昨年十二月に、林野公共事業である森林整備事業の中に、市町村や森林組合等が行う防火林帯整備への補助を新設したところです。事業の実施に当たっては、地域防災計画の中に防火帯と一体となった林野火災防止対策を位置づけるなどの要件があり、これまで市町村等から活用の要望はない状況となっています。この事業の活用により、地域の雇用確保にもつながることが期待されることから、県といたしましては、今後も事業の周知に努めるとともに、要望があった場合には、国に対して事業採択や十分な予算の確保を働きかけてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君）　選挙管理委員会委員長櫻井正人君。

〔選挙管理委員会委員長　櫻井正人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（櫻井正人君）　大綱六点目、県知事選・県議選における電子投票の導入についての御質問のうち、電子投票の導入効果への評価についてのお尋ねにお答えいたします。

電子投票については、令和六年に約八年ぶりに大阪府四條畷市で実施されたのを皮切りに、今年も宮崎県新富町や香川県善通寺市、福岡県粕屋町で実施されたものと承知しております。電子投票は自書式投票とは異なり、不明瞭な記載等による無効投票が発生しないことから、有権者の意思を正確に投票に反映させることができる投票方法であると考えております。また、開票時間についても、電子投票を実施した自治体では、いずれも一定の短縮効果が発揮されたものと認識しております。

次に、電子投票の導入に向けた検討についての御質問にお答えいたします。

電子投票については、全国的に導入に向けた機運が高まりつつある一方、導入に係る諸手続や費用、機器の不具合等のトラブルへの対応など、一定の課題があるものと認識しており、投・開票を管理する市町村選挙管理委員会への意向を踏まえながら、検討していく必要があると考えております。このため、県選挙管理委員会としては、各種研修会等の機会を捉え、市町村選挙管理委員会に電子投票についての情報提供を行ってき

たところであります。また、市町村選挙管理委員会の動きとしては、来月、仙南地区において電子投票システム開発事業者を講師とする研修会が開催されるものと伺っていることから、県選挙管理委員会からも出席し、電子投票に係る情報収集を進めるとともに、市町村選挙管理委員会と意見交換をしながら、導入意向の把握等に努め、必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君）　二十一番松本由男君。

○二十一番（松本由男君）　御答弁ありがとうございました。今回の私の質問は、人口減少という共通の構造的課題に焦点を当てて質問してまいりました。順を追って再質問いたします。

まず、先行計画的な空き家の利活用の件です。震災復興・危機管理部長から、市町村と連携して進めるだとか、研究していくという話がありましたが、その中で、政府は事前に関係団体と協定締結することを事務取扱要領で示しております。県の具体的な取組の進展状況と、その際の担当窓口についてお伺いいたします。

○議長（佐々木幸士君）　復興・危機管理部長諸星久美子君。

○復興・危機管理部長（諸星久美子君）　要領の中に、今議員がおっしゃったような協定を締結することも有効ということが記載されております。宮城県の場合、震災の経験もございまして、賃貸型の仮設住宅につきましては、既に不動産関係団体と三者契約をするとスキームができておりまして、今のスキームの中でも空き家を活用することが可能となっております。それから、担当課ですけれども、当部の復興支援・伝承課で担当しております。

○議長（佐々木幸士君）　二十一番松本由男君。

○二十一番（松本由男君）　ぜひ前向きに御検討していただきたいと思っております。

二つ目、防火帯整備関連ですけれども、知事と水産林政部長からございました。知事は重要だと認識しているというので終わっていて、水産林政部長は市町村から要望があった場合はという受け身的なのです。やはり、県の立ち位置として、待ち受けではなくて積極的に能動的にやるべきではないかと思うのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（佐々木幸士君）　水産林政部長佐々木真君。

○水産林政部長（佐々木　真君）　知事からも答弁申し上げたように、今回の取組につきましては重要だという認識ではございます。それを実現する上で国の事業が新しく創設されましたことから、その活用に向けて、市町村に対して様々な機会を利用しながら、説明してまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君）　二十一番松本由男君。

○二十一番（松本由男君）　主導的によろしくお願いいたします。

三つ目、準救急制度です。復興・危機管理部長から、認識しているし、大事だと思う。でも、準救急制度は採用する予定はないと、やんわりとですが、きつい言葉なのですけれども、四病院の話だとかいろいろ課題があったわけです。ぜひ主導的に横串を入れる形で進めてもらいたいと思うのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（佐々木幸士君）　復興・危機管理部長諸星久美子君。

○復興・危機管理部長（諸星久美子君）　救急搬送については、消防のほかに、医療、福祉、それから搬送事業者なども関わってきて、非常に重要な問題だとは認識しております。国の検討会なのですけれども、これは発端が救急搬送の件数のうち、約一割を病院間搬送が占めておりまして、そういった課題を何とかできないかということを数度にわたり検討している検討会になります。今、最後に出た令和六年度の国の検討会の報告では、実践的な取組として何ができるかということを幾つか報告しておりまして、御紹介しますと、例えば＃七一一九の全国普及と活用といったこと、それから、病院間搬送の病院救急車の活用、更に、消防と医療の連携はもちろんですけれども、日勤救急隊という女性の消防士なども増えておりますので、日中だけ稼働する救急隊というものの導入などの提言もしておりますし、実際にも使われております。先ほど少し申し上げた救急病院間搬送の活用については、報酬改定の中でアップがなされるなどしておりまして、国でも活用されるように進めるとか、消防車は消防局・署で使わなくなったものを病院に払い下げる、それから、消防車購入のための補助などといったものもございますので、現在提言されていることを実施することがまず先かと思っております。

○議長（佐々木幸士君）　二十一番松本由男君。

○二十一番（松本由男君）　重要性は認めておられるわけですから、ぜひ具体的に指示していただいて、研究、検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

コスメ産業関連です。知事からも御答弁ございました。非常にいいものだという話で、私も妻から、前の職業柄太陽光を非常に浴びていたので、シミだとかパックしたらという話もあって、やってみたいと思っているのですが、大学との意見交換をしていただくという話です。法人ですから直接知事は動かせないのですけれども、ぜひ引き続き意見交換していただければと思います。

デジタルノマドについてです。知事からも可能性を更に探っていくということなのですけれども、探るだけでは駄目なので、具体的に知事から指示していただいて動かしてもらえればと思います。これから伸びていくものだと思っております。

あと、選挙関連です。いろいろ少し研究、検討を具体化されているということで、前向きなお話をいただきました。直近の無効票ですけれど、知事選挙で、実は五千六百十九票ありました。県議選では九千百七十九票ありました。それを踏まえてですが、以前私もいろいろ質問しましたけれども、市町村と意見交換するという進捗状況の話がありましたが、具体的にこの件に関して、もう一度お願いいたします。

○議長（佐々木幸士君）　選挙管理委員会委員長櫻井正人君。

○選挙管理委員会委員長（櫻井正人君）　選挙に関しては、県知事選・県議選とも無効な票がかなり出たということであります。これをいかに克服していくかということにつきましては、これまで各市町村選挙管理委員会とともに、様々な形でいろんな意見交換をしてきたところであります。それがこの新しい時代に、電子投票という部分に関しても来月仙南のほうで研修会をやるということでありますので、かつて白石市で実施したわけでありますが、様々な要因によって長くは続かなかった事案もあります。今の時代にしてみれば、また新たな選挙方法ということで、これまでもしっかりとやってきましたが、これを機運として醸成していけば、ある程度の認識をお互いに深め合いながらやっていけるのではないかと思っております。県選挙管理委員会としては、導入に向けた市町村選挙管理委員会があれば、しっかりとバックアップしていくという気持ちで、今後とも進んでまいりたいと思っております。

○議長（佐々木幸士君）　二十一番松本由男君。

○二十一番（松本由男君）　常に前向きな選挙管理委員長、よろしくお願いいたします。

最後に、慰霊碑関係です。検討が進むよう取り組むということでありますけれども、

具体的にいつからどのようにされるのでしょうか。お願いします。

○議長（佐々木幸士君）　保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君）　毎年市町村の担当者会議等で補助制度の周知等は努めておりましたけれども、ただ周知だけではなくて、意義なり、老朽化もどんどん進んでいくリスクを総合的に勘案して、一歩踏み込んだ形での周知策を含め考えて、市町村とも検討を深めていけるように、県としても努めてまいりたいと思います。